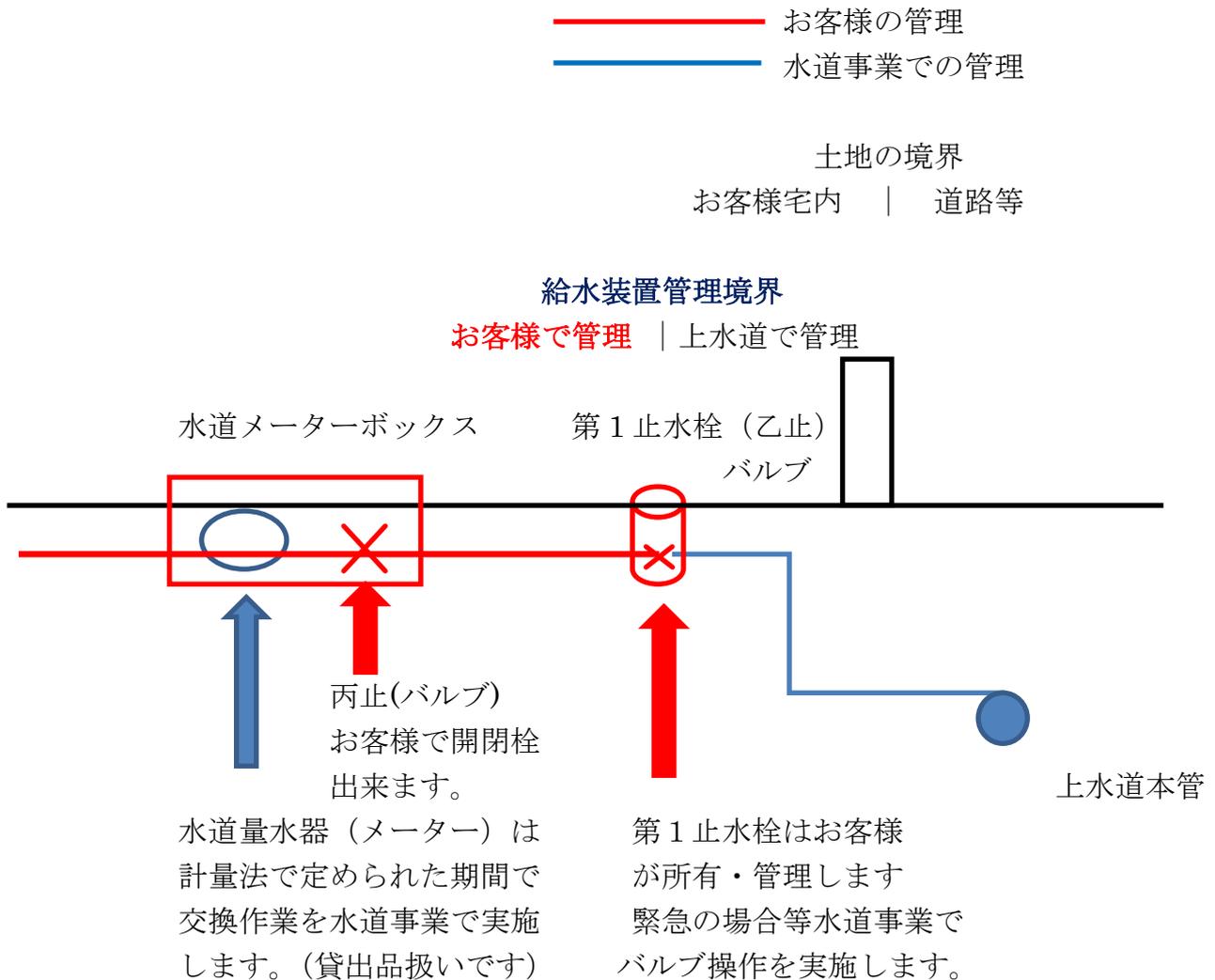


宅内給水装置の適正な管理について

宅内等の水道の管理区分について



○ 給水装置の適正な管理のお願い

赤表示はお客様の管理所有物です。適正な管理をお願いいたします。

- 1) 水道のメーターボックス、及び第1止水栓（乙止）の丸いボックス（弁筐）付近にものを置かないで下さい。ボックス等壊れるおそれや緊急時に水道を止められない可能性があります。
- 2) 水道メーターの検針員が訪問しますのでご協力をお願いいたします。
 - ・迅速な検針のため、メーターボックス近くに動物等がないようご協力ください。
 - ・駐車場等にメーターボックスがある場合、訪問時に検針員が車両の移動をお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。
- 3) 修繕、改造工事等が必要な場合は、指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

※道路上等の漏水を見かけた場合は

神崎町水道事業 TEL 72-3322 までご連絡をお願いいたします。